

イギリスにおける EU 移民の福祉受給と ミドルクラスの排外主義

吉田 公記

- 1 研究の背景と問い
- 2 キャメロン政権による EU 移民の福祉制度改革
- 3 EU 移民の福祉受給をめぐるミドルクラスの議論
- 4 まとめと今後の課題

1 研究の背景と問い

イギリスでは、2016年6月にEU離脱・残留を問うレファレンダムが実施され、離脱派が勝利する結果となった。イギリスの排外主義のなかで最もよく知られているのは、この「ブレグジット (Brexit)」と呼ばれる出来事だろうが、本稿で焦点を当てるのは、それに先立つ2010年代前半の排外主義の様相である。その時期には、排外主義政党のイギリス独立党 (UK Independence Party; 以下「UKIP」) が躍進を遂げた。2010年の庶民院総選挙における同党の得票率は3.1%に過ぎなかったが、2013年に入り世論調査における支持率が10%台に伸張し、2015年の庶民院総選挙では得票率ベースで第三党となる12.6%の票を獲得した (Hawkins et al. 2015; Ipsos-MORI 2017)。

こうした状況を背景として、イギリスの排外主義に関する研究は近年、数多くなされているが、そこで1つの論点となっているのが支持者の社会階層的な特徴である。UKIPに関する代表的な研究である *Revolt on the Right* において、Robert Ford と Matthew Goodwin は同党の支持者を「取り残された人びと (The left-behind)」と概念化する。この「取り残された人びと」とは、同書で繰り返し述べられているように、高齢・低技能・低学歴のワーキングクラスといった社会的属性によって特徴づけられる。このような人びとは、1970・80年代以降のイギリス社会のミドルクラス化とともに、既成政党の政策がリベラル化していったことで不満を抱き、UKIP を支持するに至ったと論じられる (Ford and Goodwin 2014)⁽¹⁾。しかし、Geoffrey Evans と Jon Mellon は、Ford と Goodwin がワーキングクラスの支持を過度に強調する一方で、ミドルクラスの支持を等閑視していることを批判する。British Election Study の2014年データを用いた彼らの分析によれば、例

(1) 彼らと同じく UKIP 支持者の社会階層的特徴をワーキングクラスと同定した研究例として、Justin Gest et al. (2018) も挙げられる。

えば「下級専門職・管理職」層が UKIP の支持者全体に占める割合は約 20% に及んだ (Evans and Mellon 2016: esp. pp.472-475; Mellon and Evans 2016: p.493)⁽²⁾。同様の議論の対立は、のちの EU レファレンダムにおける離脱支持者の特徴をめぐっても繰り返されており⁽³⁾、支持者の社会階層的な特徴は、今日のイギリスにおける排外主義を解き明かすうえで重要な論点となっている。

こうした論争を念頭に、2015 年総選挙の UKIP 支持者に関する調査データを見てみよう。UKIP 支持率を社会階層別に示すと、ミドルクラスとされる「AB」層で 9%、「C1」層で 11% であったのに対し、ワーキングクラスとされる「C2」層で 17%、「DE」層で 18% であった (YouGov 2015: p.2)⁽⁴⁾。UKIP に対する支持は、確かにミドルクラスのほうがワーキングクラスに比べて低いが、ミドルクラスもまた同党の支持拡大において一定の寄与が認められる側面もあり、その様相は興味深い点である。

本稿は以上を踏まえ、2010 年代前半のイギリスにおけるミドルクラスの間での排外主義の様相を明らかにすることを目的とする。ここでは排外主義の具体的な領域として、EU 移民の福祉受給をめぐる問題に着目する⁽⁵⁾。第 2 節で論じるように、2010 年代前半のイギリスにおいて EU 移民の福祉受給は、大きな論争の的となった問題であった。この EU 移民の福祉受給問題がどのように議論されたのかについて、ミドルクラス向けの新聞メディアの関連記事を主な資料として、第 3 節で分析・考察する。最後に、そこで得られた結果を第 4 節で総括し、今後の課題を記す。

2 キャメロン政権による EU 移民の福祉制度改革

イギリスの福祉政策では、1997 年に誕生したブレア労働党政権期以降、就労を重視するワークフェアの原理を中心に据えた改革が積極的に推進されてきた (e.g. 近藤 2014; 大村 2013)。水島治郎によると、ワークフェア型の福祉国家は、就労をとおした社会参加を促すことで福祉受給者の包摂を実現しようとするかたわら、就労などによる社会への貢献ができない者を排除するという二面性を持つ。そうしたなか、移民は就労の困難に直面しやすいため排除されがちではあるが、言語習得などにより社会参加が可能になることで包摂されうる (水島 2006, 2012: 第 4 章)。つまり、貢献なく福祉の享受を求める移民に対し、ワークフェア型の福祉国家が排他的であるという点が、以下の議論との関連で重要である⁽⁶⁾。

(2) このデータで採用されている NS-SEC (National Statistics Socio-Economic Classification) と呼ばれる階層分類法の説明については Office for National Statistics (n.d.) を参照。

(3) 具体的には、離脱支持者の特徴について「取り残された人びと」概念を用いて説明する Matthew J. Goodwin and Oliver Heath (2016)、および彼らを批判し、下層ミドルクラスの間での支持の重要性を主張する Lorenza Antonucci et al. (2017) が挙げられる。

(4) このデータを含め、本稿で取りあげる世論調査で採用されている階層分類法 (ミドルクラス「AB」「C1」あるいはこれらを含めて「ABC1」、ワーキングクラス「C2」「DE」あるいはこれらを含めて「C2DE」) の説明については、National Readership Survey (n.d.) を参照。

(5) 本稿は、拙著 (吉田 2018) の継続的な研究として位置づけられるものである。あわせて参照されたい。また、本稿で焦点を当てる移民の福祉受給以外の領域におけるイギリスの排外主義に関する研究としては、例えば多文化主義やイスラモフォビアに着目した樽本英樹 (2013, 2018) などが挙げられる。

(6) このパラグラフの議論について、詳しくは吉田 (2018: とくに第 2・3 章) を参照。

イギリスでは、EU 移民に対する福祉制度のあり方について、2013 年初頭から活発に議論されるようになった。その背景には、2014 年 1 月に実施される、ブルガリアとルーマニア（2007 年 EU 加盟）の人びとに対する移動の自由の解禁があった。デイヴィッド・キャメロンを首相とする保守・自民連立政権（以下「キャメロン政権」）は、イギリス市民を対象に進めてきたワークフェア重視の福祉制度改革を EU 移民に対しても行うことを企図した。これについてキャメロンは 2013 年 3 月の演説で、「『ただ取り』文化の根絶は、福祉制度のみならず移民制度にも適用されなければならないものである」（GOV.UK 2013）と述べている。制度改革の内容を具体的に見ると、①求職者手当の権利を取得するまでの期間（入国後 3 か月）の設定、②失業者に就職の見込みがない場合の受給期限（最長 6 か月）の設定、③求職者に対する住宅給付の廃止などが盛り込まれた（Kennedy 2015）。

しかし、キャメロン政権は、EU 移民の福祉制度改革を首尾よく進めることができなかった。なぜなら、EU 側の欧州委員会が、国籍に基づく差別的待遇が許されないことを主張し、イギリスの制度改革に強く反対したからである（e.g. Press Association 2013/2/14）⁽⁷⁾。こうした EU 側の介入を受け、2013 年 3 月に労働年金大臣のイアン・ダンカン・スミスが、制度改革の先行きが不透明な「危機的状況」にあることを認めるに至ったのであった（e.g. Press Association 2013/3/5）⁽⁸⁾。次節で考察する議論は、このような状況を背景として展開したものである。

3 EU 移民の福祉受給をめぐるミドルクラスの議論

本節では、EU 移民の福祉受給をめぐる議論について分析・考察する。具体的には、ミドルクラスを主な購読者層とする新聞メディアである『タイムズ（*The Times*）』と『ガーディアン（*The Guardian*）』の 2 紙を取りあげ⁽⁹⁾、2013 年頃を中心に EU 移民の福祉受給について扱われた論説記事（社説やコラムなど）の議論に焦点を当てる⁽¹⁰⁾。なお、イデオロギーや党派性に関する一般的な分類としては、『タイムズ』は保守派であり、購読者に保守党支持者が多いのに対し、『ガーディアン』はリベラル派であり、購読者に労働党支持者が多い⁽¹¹⁾。したがって、『タイムズ』はミドルクラス・保守派、『ガーディアン』はミドルクラス・リベラル派として、それぞれ位置づけられる。

(7) なお、これ以前から EU とイギリスの間では、EU 移民の福祉制度における居住権審査をめぐる対立が生じていた。居住権審査とは、移民の福祉受給をコントロールする常居所テストと呼ばれる制度の一部として、すべての EU 移民を対象に 2004 年 5 月に導入されたものであり、経済活動に従事しているか自立的に生計を立てられるかのいずれかが、居住権を認定する条件とされた（常居所テストについては Steven Kennedy (2011a), 居住権審査については Kennedy (2011b) を参照）。しかし、欧州委員会は、居住権審査が福祉受給の権利を国籍に基づいて差別するものであるため EU 法に違反していると判断し、イギリスに改善を要求した（e.g. Press Association 2010/9/28）。

(8) 以上 2 パラグラフの議論について、詳しくは吉田（2018：とくに第 4 章）を参照。

(9) National Readership Survey (2014) の月間購読者数データ（プリント版：2013 年 10 月～2014 年 9 月期）をもとに、各紙の購読者に占めるミドルクラス（ABC1）の割合を算出すると、『タイムズ』が 84%、『ガーディアン』が 82%である。

(10) ここでは新聞記事データベース Lexis Nexis で「移民」「EU」「福祉」という語彙を含む記事を中心に収集し、そのうえでテーマ的に関連する記事を抽出・分析した。

(11) 具体的に各紙の購読者が 2015 年総選挙で最も支持した政党を見ると、『タイムズ』が保守党で 55%、『ガーディアン』が労働党で 62%であった（YouGov 2015：p.3）。

両紙で見られた議論の特徴は、2つの観点から整理することができる。第一は、キャメロン政権による EU 移民の福祉制度改革に対する賛否、第二は、EU 移民の福祉受給問題の現実性をめぐる認識である。以下では、これらの観点から順に分析を行い、考察を加えながら議論を進めていく。

(1) EU 移民の福祉制度改革に対する賛否

分析の第一の観点は、キャメロン政権による EU 移民の福祉制度改革に対する賛否である。言い換えれば、前節で論じた移民排除の基準となるワークフェアの原理が支持されたのかということである。

この点について明確な主張が見られるのは、『タイムズ』である。同紙では、EU 移民の福祉制度改革におけるワークフェアの原理が支持された。例えば、「拠出と福祉の結びつきは、不可視なほどにまで低下した。[福祉受給]資格がもはや獲得されるものではなくなったことで、人々の間で不安が生まれるであろうことは理解できる」(記事引用 [T1-1])という議論や、「この国での就業歴の無い者が納税者によって扶養されるべき理由を説明するのは難しい」(記事引用 [T1-2])という議論である。これらは共通して、就労(納税)をとおした貢献(福祉制度への拠出)の重要性を主張するものである。

また、EU 移民の福祉制度改革をめぐる議論は、先行して進められていたイギリス市民に対する福祉制度改革をめぐる議論と結びついたものでもあった。そのことは、記事引用 [T1-1] の「ルーマニア人やブルガリア人の移民をめぐる議論は、実際のところ移民をめぐる議論というより、イギリスの福祉国家が歩んできた誤った道をめぐる議論なのである」という議論に示唆されている。そこで、イギリス市民に対する福祉制度改革をめぐる議論に目を向けると、それについても『タイムズ』では支持の立場が取られている。一例として、記事引用 [T1-3] を見てみよう。EU 移民の福祉制度改革をめぐる議論の場合と同様に、そこでも拠出を前提とした福祉制度が主張されている。また、そうした主張の正当性を示すために、イギリス福祉国家の創始者と見なされるウィリアム・ベヴァリッジが、福祉制度への拠出を福祉国家の基盤として考えていたことを論じる点も、記事引用 [T1-1] と [T1-3] の双方で同じく見ることができる。

このように『タイムズ』では、キャメロン政権による EU 移民の福祉制度改革におけるワークフェアの原理が明確に支持されたのに対して、『ガーディアン』でそうした議論は見られなかった。確かに、制度改革それ自体については積極的に批判されたが、その理由として主に焦点が当てられたのは、次項で見る問題の非現実性であった。確かに記事引用 [G1-1] のように、拠出を前提とした福祉制度を批判する議論もあるが、それは財政的な観点からの批判であった。

では、EU 移民の福祉制度改革におけるワークフェアの原理に対する支持が『タイムズ』で明確に見られたのは何故か。まず、ミドルクラスという社会階層の観点で言えば、受益性の問題が理解の手がかりとなる。この点について論じた Robert E. Goodin と Julian Le Grand によると、ミドルクラスは福祉国家の広範な受益者であるが、自らが受益者となる(なりうる)制度は支持し、そうでない制度は削減を望む (Goodin and Le Grand 1987: p.203)。ブレア労働党がアメリカのクリントン民主党からワークフェアを導入した背景に、ミドルクラスへの訴求力拡大の意図があったように (King and Wickham-Jones 1999)、ミドルクラスが受益者となりにくい失業関連給付を主

な対象とするワークフェアは、ミドルクラスの間で支持されやすいと考えられるだろう⁽¹²⁾。実際、Christopher Deeming は、ワークフェアの原理に対する賛否と社会階層との関係について British Social Attitudes Survey のデータをもとに多変量解析を行い、それがミドルクラスの間で強く支持されたことを明らかにしている (Deeming 2015: pp.876-877, Table 3)。また、キャメロン政権の (イギリス市民に対する) 福祉制度改革に関しても、ミドルクラスの間で高い支持を得たことが世論調査で明らかにされている。長期失業者が給付の満額受給を継続する条件として 4 週間の無報酬労働をさせる案に対して、ミドルクラス (ABC1) の支持は 80% に上り、反対の 13% を大きく上回った (YouGov 2010: p.1)⁽¹³⁾。

しかし、ミドルクラスという社会階層の特徴は、改革を支持した『タイムズ』のみならず、そうでない『ガーディアン』にも共通する。したがって、『タイムズ』の明確な支持を理解するには、イデオロギー・党派性の観点も加えて検討する必要がある。そもそも、自助を重視するワークフェアの原理は、イギリスにおいて 19 世紀の救貧政策以来、発展し、のちの 20 世紀後半にマーガレット・サッチャーをはじめとする保守派の影響下で再び強調されるようになったものである (鈴木 2015: pp.242-249)。それを踏まえると、ワークフェアの原理がリベラル派の『ガーディアン』ではなく保守派の『タイムズ』で強く支持されたという点に不思議はないだろう。上述の Deeming の計量的な分析でもまた、同じミドルクラスでも保守党支持者の間でワークフェアが強く支持されたことが明らかにされている (Deeming 2015: p.878, Table 4)。

【記事引用】 ※引用中の〔カッコ〕内は、本稿著者が加えたものである。以下同。

[T1-1] *The Times*, 2013/3/5, "Boundaries of Welfare".

「福祉給付を得るためにイギリスに来る移民の例は確かにあるだろうし、公共サービスへの負担は厳しいだろうが、寛大な福祉国家ゆえに沢山の移民がイギリスに惹きつけられるという主張を実証するだけの証拠はあまりない。(…略…) しかし、ある重要な原理が問題となっているのであり、可能であれば、政府が規則を厳格化するのは当然である。ウィリアム・ベヴァリッジによるイギリスの福祉の元来の考え方では、援助は国民保険を通じた拠出の見返りに与えられるものであった。良い時 [= 就労時] に支払うことと、悪い時 [= 失業時] に集合的資源の蓄えに頼ることとの間に、直接的な結びつきがあった。ルーマニア人やブルガリア人の移民をめぐる議論は、実際のところ移民をめぐる議論というより、イギリスの福祉国家が歩んできた誤った道をめぐる議論なのである。拠出と福祉の結びつきは、不可視なほどにまで低下した。〔福祉受給〕資格がもはや獲得されるものではなくなったことで、人びとの間で不安が生まれるであろうことは理解できる。イギリスは、権利一式を直ちに付与するという点で、シティズンシップに関して非常に寛大なのである。」

(12) イギリス福祉国家の個別の制度・領域におけるミドルクラスの受益性に関する詳しい分析については、例えば Julian Le Grand and David Winter (1987) を参照。

(13) この案は、労働年金省が 2010 年 11 月に発表した白書 (Department for Work and Pensions 2010) において提起された「義務的就労活動」に関連したものである。

[T1-2] *The Times*, 2014/11/12, “Who benefits?”.

〔欧州司法裁判所の〕裁判官は、25歳のルーマニア人女性 A が、自ら認めるようにドイツで働く意思がないなかで、失業給付をライプチヒで受給する権利は無いというドイツの裁判所の判決を支持した。実際のところ A は、ライプチヒ職業安定所から提示された多くの仕事を断っていた。(…略…) 欧州司法裁判所は EU 法を明確にし、無拠出制福祉給付へのアクセスの決定において、加盟国政府の側に付いたのである。この『無拠出制福祉給付』という専門用語は、とくにイギリスに関係する。支給される福祉給付の大半が制度への事前の支払いとは結びつけられていないという点に例示されるように、イギリスの福祉国家はドイツやスカンジナビアといったヨーロッパの大半とは異なる。スカンジナビアの福祉国家の保険制度では、移民は自動的に〔福祉受給の〕資格を持たない。〔一方、〕より寛大で、拠出制でない福祉国家では、彼らは資格を有するだろう。(…略…) 福祉受給の資格に厳格であることは当然である。この国での就業歴の無い者が納税者によって扶養されるべき理由を説明するのは難しい。〕(*記事原文では、引用内の「A」は実名で記載。)

[T1-3] *The Times*, 2012/1/24, “The limits of welfare”.

「のちに福祉国家として知られるようになるものについて青写真を描いた 1942 年の著名な報告書をウィリアム・ベヴァリッジが執筆した際、彼の基本的な考えは、人びとを自立に向けて支援することだった。公的な支援が提供する安全は、拠出に対する報いであり、また福祉給付は困難な時期の収入低下を緩和する手段であるとベヴァリッジは常に考えた。(…略…) ベヴァリッジの策には、2つの重要な原理が埋め込まれた。拠出と受給の間には何らかの結びつきがあるべきということ。そして、福祉支援は、失業よりも引き合う仕事に人びとが復帰するのを手助けするよう積極的に設計された一時的な処置であるべきということである。一部の家族が税込みで 3 万 5000 ポンドに及ぶ世帯収入を得られるべきといったことが、福祉の元来の趣旨でなかったことは間違いない。(…略…) 機能する福祉国家とは、自立を促すものである。それがベヴァリッジの見識であり、また今日の福祉国家が失敗している試金石なのである。」

[G1-1] *The Guardian* (Jonathan Portes), 2013/3/7, “The ‘benefit tourism’ crisis isn’t really a crisis at all”.

〔ラーブ〔保守党議員〕——そしてフランク・フィールド労働党議員——の処方箋は、福祉給付が国民保険への拠出とより密接に関連づけられる『拠出の原則』への回帰である。その賛否をめぐっては多くの議論がなされている。だがそれは、少なくとも 30 年にわたって両政の政府が主に節約のために遂行してきた政策の大きな転換であるだろう。1982 年にマーガレット・サッチャーが失業給付に対する所得比例補足給付を廃止して以来、拠出の原理はイギリスの福祉システムから次第に消えていった。(…略…) しかし、比較的小さな一連の問題に対処するために、この歴史的潮流を転換するのは、非常に小さなネジに対して非常に大きなハンマーを向けるようなもの〔=行き過ぎ〕である。〕

(2) EU 移民の福祉受給問題の現実性をめぐる認識

分析の第二の観点は、EU 移民の福祉受給問題の現実性をめぐる認識——つまり、多くの EU 移民がイギリスの福祉給付を不当に受給する（している）とされる問題が、どのように認識されていたか——である。前項では、ワークフェアの原理に対する『タイムズ』の明確な支持が明らかになったが、その原理に基づく排外主義（EU 移民を排除すべきとする主張）が発展しうるかどうかは、不当に福祉受給する移民が実際に数多く存在するという認識があるかどうかによって大きく異なるだろう。

この EU 移民の福祉受給問題の現実性は、『タイムズ』と『ガーディアン』の双方で否定された。そこで論拠とされたものの 1 つは、EU 移民の制度的条件である。すなわち、不当に福祉を受給する EU 移民が来る可能性は制度上、起こりえないという主張が展開された。これについては、『タイムズ』の「3 か月以上の滞在を希望する EU 市民は誰もが就業するか職を探す、あるいは公的な資金に頼らないことを示すことができなければならない」（記事引用 [T2-1]）という議論や、『ガーディアン』の「彼ら [EU 市民] は就労するか、自己資産を持っていないなければならないのである」（記事引用 [G2-1]）という議論に見ることができる。ここでの制度とは、EU 市民の自由移動の原則を指していると言える⁽¹⁴⁾。

EU 移民の福祉受給問題の現実性を否定する、もう 1 つの論拠とされたのは、統計データであった。すなわち、多数の EU 移民が不当に福祉を受給しているという事実は統計上、見られないという主張がなされた。これについては、例えば『タイムズ』の「彼 [ダンカン・スミス] の省の統計が示すところでは、最近の移民による就業年齢向け給付の受給は、私たち [イギリス人] よりも極めて少ない——6.6% 対 16.6% である」（記事引用 [T2-2]）という議論や、『ガーディアン』の「労働年金省の数値によると、EU の他国から来た就労年齢の約 180 万人のうち、約 9 万人、つまり約 5% が『失業給付』を受給している。それと比べ、イギリス人は約 13% である」（記事引用 [G2-2]）という議論を見れば明らかである。いずれの議論においても、イギリス人と比較した場合の EU 移民の福祉受給率の低さが指摘され、保守党の閣僚や議員の主張が否定されている。

このように『タイムズ』と『ガーディアン』では共に EU 移民の福祉受給問題の現実性が否定されたが、正確な公的データの不在を指摘する調査研究もあり、この主張の正否自体の判断は難しいことが示唆されている。移民の福祉受給データについて整理した庶民院図書館調査部の報告書は、冒頭で次のように説明する。

移民と福祉給付に関するデータは不完全かつ断片的であり、単一の情報源から常に入手できるものではない。なぜなら、福祉受給者の国籍は、労働年金省や歳入関税庁が福祉給付やタックスクレジットを管理する際に常に収集する情報ではないからである。それゆえ私たちは、イギリスの移民の間での福祉受給率を推定するために、（現在の福祉受給者の国民保険番号の登録時の国籍などの）間接的ではしばしばアドホックな分析に依拠している。（Keen and Apostolova 2017 : p.3）

(14) EU 市民の自由移動の原則の簡潔な説明としては、例えば Susanne Kraatz (2019) を参照。

しかし、そうした事情があるとしても、(事実かどうかというより) 認識レベルで見た場合に、ミドルクラスの間で問題の現実性に否定的な見方をする傾向が強かったことは、他の調査結果からも確認できる。ブルガリア・ルーマニア人の自由移動が始まる直前の 2013 年 12 月に、イギリス入国後すぐに福祉を受給する移民の割合に関する認識を問う調査が YouGov によって行われたが⁽¹⁵⁾、その結果、割合を 0% から 9% の範囲で回答した人の合計は、ワーキングクラス (C2DE) の 14% に対してミドルクラス (ABC1) で 27%、また 0% から 15% の範囲で回答した人の合計は、ワーキングクラスの 23% に対してミドルクラスで 42% となり、それぞれ約 2 倍の差があった (YouGov 2013: p.2)。もちろん、EU 移民の福祉受給問題の認識がミドルクラスの間で皆無だったというわけではないが⁽¹⁶⁾、相対的に低かったというのは確かである。

【記事引用】

[T2-1] *The Times* (Philip Collins), 2013/3/8, “Benefit tourists are just political phantoms”.

『福祉ツーリズム』という正にその言葉が示唆するのは、人が福祉国家を休暇用リゾートのように使うということである。それは、大量の移民が福祉国家の寛大さにつけ込んでいること、そしてそれがイギリスに来る動機となっていることを主張するものである。(…略…) しかし、事実をもってその議論を覆そう。EU 市民はイギリスにやって来て、[福祉によって] 直ちに贅沢な暮らしができるというのは真実ではない。3 か月以上の滞在を希望する EU 市民は誰もが就業するか職を探す、あるいは公的な資金に頼らないことを示すことができなければならない。(…略…) こうした理由から、この国が福祉ツーリズムの深刻な問題を抱えているという信頼に足る証拠は全くないのである。』

[T2-2] *The Times* (David Aaronovitch), 2013/3/28, “Forget ‘concerns’ on migration. Here are facts”.

「以下は、移民賛成のリベラル派による若干のいいとこどりの見解ではなく、私が見つけた最も適切な評価である。(…略…) 福祉 イアン・ダンカン・スミス労働年金大臣は、新規の EU 移民による福祉受給が危機を生み出していると述べた。[しかし] 彼 [ダンカン・スミス] の省の統計が示すところでは、最近の移民による就業年齢向け給付の受給は、私たち [イギリス人] よりも極めて少ない——6.6% 対 16.6% である。」

[G2-1] *The Guardian*, 2013/3/6, “EU migration : Taking the Ukip road”.

(15) この設問では、求職者手当、就労不能給付、所得補助といった福祉給付を国民保険番号の取得後 6 か月以内に受給する移民がどのくらいの割合でいるかが問われた。なお、設問上は「EU 移民」ではなく「移民」と表現されているものの、① EU 移民の福祉受給問題が非常に活発に論じられていた時期に本調査が行われたことや、② この 1 つ前の設問 (p.1) で「EU 移民」について問われていることを踏まえると、本設問で問われた「移民」は事実上「EU 移民」を強く含意していると考えられる。

(16) 同調査において、その割合を 50% 以上と回答した者が、ワーキングクラスに 28% いたのに対し、ミドルクラスにも 21% いた (YouGov 2013: p.2)。

「右派の多くの人びとに耳を傾けると、2014年に無数のルーマニア人やブルガリア人が、権利を無条件に与えられる福祉を受給するためだけにイギリスに来ると考えるだろう。(…略…)[しかし]実際のところ、EU移民をめぐるファンタジーが真実であることは相対的にほとんど無い。EU市民は他のEU加盟国で生活する無条件の権利を有するわけではない。彼ら〔EU市民〕は就労するか、自己資産を持っていなければならないのである。〔また〕彼らはすべての福祉給付について自動的に権利を与えられるわけではない。医療などの一部は必要に応じて利用可能だが、求職者手当などのその他については拠出に基づいているのである。」

[G2-2] *The Guardian* (Jonathan Portes), 2013/3/7, “The ‘benefit tourism’ crisis isn’t really a crisis at all”.

「イアン・ダンカン・スミスが福祉を受給するEU市民の流入を『危機』と表現した際の唯一の合理的な反応は、『危機？どんな危機？』というものだ。(…略…)あらゆる証拠が示唆するのは、移民、とくにEU新規加盟国の移民は国庫への純貢献者であり、負担ではないということである。この問題に関する最も包括的な研究では、彼らが公共サービスへの負担よりも約30%多く、納税を通して支払っているということが分かっている。とくに、彼らが福祉やタックスクレジットを受給したり、公共住宅に入居したりすることは極めて少ない。さらに具体的に福祉システムに注目すると、対照性はより顕著になる。ラーブ〔保守党議員〕はタイムズの記事で、イギリスには(全国合計の約250万人と比較して)50万人以上の『失業中』のEU市民がいると主張している。〔しかし〕それは誤りである。就業状態にない50万人のEU市民がいるものの、一部は退職しており、また一部は他の理由で労働市場の外部にいるのである。ラーブの定義に基づく、失業中のイギリス人が1500万人以上いることになるだろう！実際のところ、EU市民(とくに新規加盟国の者)の就業率はイギリス生まれの者よりも極めて高い。そして、就労していない者でさえ、福祉を受給する可能性は、イギリスで生まれた者よりも低い。労働年金省の数値によると、EUの他国から来た就労年齢の約180万人のうち、約9万人、つまり約5%が『失業給付』を受給している。それと比べ、イギリス人は約13%である。」

4 まとめと今後の課題

本稿では、2010年代前半のイギリスにおけるミドルクラスの排外主義の様相について、EU移民の福祉受給をめぐる領域に焦点を当てて考察を進めてきた。具体的には、キャメロン政権によるEU移民の福祉制度改革の中心に据えられたワークフェアの原理に対する賛否と、EU移民による福祉受給問題の現実性をめぐる認識という2つの観点から、ミドルクラス・保守派と位置づけられる『タイムズ』と、ミドルクラス・リベラル派と位置づけられる『ガーディアン』の2つの新聞メディアの議論を分析・考察した。結果を要約すると、前者(改革の中心に据えられたワークフェアの原理)については『タイムズ』で明確な支持が見られたが、後者(問題の現実性)については『タイムズ』と『ガーディアン』の双方で否定された。こうした議論の様相は、EU移民の福祉受給をめぐる排外主義がミドルクラス・保守派の間で現れる余地がありながら、大きく発展することがな

かった背景を明らかにしていると言える。実際、2015年総選挙でUKIPを支持した購読者の割合は『タイムズ』で6%、『ガーディアン』で1%であったが (YouGov 2015: p.3)、このような支持の表れ方を理解するうえでの手がかりにもなるだろう。

最後に、本稿で扱うことができなかつた今後の課題について述べておきたい。第1節で説明したように、ミドルクラスが排外主義の例外的な階層でないことは、近年の研究においてますます指摘されているが、いくつかの研究 (e.g. Antonucci et al. 2017; Kurer and Palier 2019) では、ミドルクラスの下層に位置する人びとを取り巻く社会経済的な状況の変化に焦点が当てられている。例えば Thomas Kurer と Bruno Palier は、テクノロジーの発展の視点から下層ミドルクラスの間での排外主義者への支持の高まりについて議論する。彼らによれば、テクノロジーの発展は職の二極化をもたらすが⁽¹⁷⁾、それによって下層ミドルクラスは、かつて享受してきた地位の低下に対する脅威を感じ、古き良き時代への回帰を主張する排外主義者を支持するようになってきている (Kurer and Palier 2019)。これは、彼らの議論でも言及されているように、Justin Gest らがワーキングクラスの排外主義の説明要因として論じた「懐古的剝奪感 (Nostalgic deprivation)」 (Gest et al. 2018) が下層ミドルクラスの間での排外主義の発展の説明にも当てはまるという見方である。本稿では、こうした下層ミドルクラスの変化という視点を取り入れることができなかつた。この点に焦点を当てた分析が、今後の研究において必要であると考えている。

(よしだ・こうき 法政大学大学院社会学研究科社会学専攻・博士後期課程)

【謝辞】 本稿は、本特集に先立つ研究会報告「EU 移民の福祉受給と排外主義」(2018年8月21日)をもとに、加筆・修正したものである。報告において貴重なご意見をくださった方々に、この場を借りて深くお礼を申し上げたい。

【参考文献】

- Antonucci, Lorenza, Laszlo Horvath, Yordan Kutiyski and André Krouwel, 2017, “The malaise of the squeezed middle : Challenging the narrative of the ‘left behind’ Brexiter,” *Competition & Change*, 21 (3) : 211-229.
- Deeming, Christopher, 2015, “Foundations of the workfare state : Reflections on the political transformation of the welfare state in Britain,” *Social Policy & Administration*, 49 (7) : 862-886.
- Department for Work and Pensions, 2010, *Universal Credit : Welfare That Works* (https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/48897/universal-credit-full-document.pdf; 最終アクセス日 : 2019年7月3日).
- Evans, Geoffrey and Jon Mellon, 2016, “Working class votes and Conservative losses : Solving the UKIP puzzle,” *Parliamentary Affairs*, 69 (2) : 464-479.
- Ford, Robert and Matthew Goodwin, 2014, *Revolt on the Right : Explaining Support for the Radical Right in Britain*, Abingdon : Routledge.
- Gest, Justin, Tyler Reny and Jeremy Mayer, 2018, “Roots of the radical right : Nostalgic deprivation in the United States and Britain,” *Comparative Political Studies*, 51 (13) : 1694-1719.
- Goodin, Robert E. and Julian Le Grand, 1987, “Not only the poor,” Robert E. Goodin and Julian Le Grand eds., *Not Only the Poor : The Middle Classes and the Welfare State*, London : Allen & Unwin, 203-227.
- Goodwin, Matthew J. and Oliver Heath, 2016, “The 2016 referendum, Brexit and the left behind : An

(17) 近年のヨーロッパ諸国における職の二極化に関する議論については、例えば Camille Peugny (2019) を参照。

- aggregate-level analysis of the result,” *The Political Quarterly*, 87 (3) : 323-332.
- GOV.UK, 2013, “David Cameron’s immigration speech.” (<https://www.gov.uk/government/speeches/david-camersons-immigration-speech>; 最終アクセス日 : 2019年7月3日).
- Hawkins, Oliver, Richard Keen and Nambassa Nakatudde, 2015 “General election 2015,” *House of Commons Library Briefing Papers*, CBP7186 (<http://researchbriefings.files.parliament.uk/documents/CBP-7186/CBP-7186.pdf>; 最終アクセス日 : 2019年7月2日).
- Ipsos-MORI, 2017, “Voting intention in Great Britain : Recent trends.” (<https://www.ipsos.com/ipsos-mori/en-uk/voting-intention-great-britain-recent-trends>; 最終アクセス日 : 2019年7月3日).
- Keen, Richard and Vyara Apostolova, 2017, “Statistics on migrants and benefits,” *House of Commons Library Briefing Paper*, CBP7445 (<http://researchbriefings.files.parliament.uk/documents/CBP-7445/CBP-7445.pdf>; 最終アクセス日 : 2019年7月2日).
- Kennedy, Steven, 2011a, “The habitual residence test,” *House of Commons Library Briefing Paper*, SN/SP/416 (<http://researchbriefings.files.parliament.uk/documents/SN00416/SN00416.pdf>; 最終アクセス日 : 2019年7月2日).
- 2011b, “EEA nationals : The ‘right to reside’ requirement for benefits,” *House of Commons Library Briefing Paper*, SN/SP/5972 (<http://researchbriefings.files.parliament.uk/documents/SN05972/SN05972.pdf>; 最終アクセス日 : 2019年7月2日).
- 2015, “Measures to limit migrants’ access to benefits,” *House of Commons Library Briefing Paper*, SN06889 (<http://researchbriefings.files.parliament.uk/documents/SN06889/SN06889.pdf>; 最終アクセス日 : 2019年7月2日).
- King, Desmond and Mark Wickham-Jones, 1999, “From Clinton to Blair : The Democratic (Party) origins of welfare to work,” *The Political Quarterly*, 70 (1) : 62-74.
- 近藤康史, 2014「イギリス——政権交代と福祉国家」西村周三・京極高宣・金子能宏編『社会保障の国際比較研究——制度再考にむけた学際的・政策科学的アプローチ』ミネルヴァ書房, 117-140.
- Kraatz, Susanne, 2019, “Free movement of workers” (<http://www.europarl.europa.eu/factsheets/en/sheet/41/free-movement-of-workers>; 最終アクセス日 : 2019年7月3日).
- Kurer, Thomas and Bruno Palier, 2019, “Shrinking and shouting : The political revolt of the declining middle in times of employment polarization,” *Research and Politics*, 6 (1) : 1-6 (doi : 10.1177/2053168019831164; 最終アクセス日 : 2019年7月4日).
- Le Grand, Julian and David Winter, 1987, “The middle class and the defence of the British welfare state.” Robert E. Goodin and Julian Le Grand eds., *Not Only the Poor : The Middle Classes and the Welfare State*, London : Allen & Unwin, 147-168.
- Mellon, Jon and Geoffrey Evans, 2016, “Class, electoral geography and the future of UKIP : Labour’s secret weapon?” *Parliamentary Affairs*, 69 (2) : 492-498.
- 水島治郎, 2006「福祉国家と移民——再定義されるシティズンシップ」宮本太郎編『比較福祉政治——制度転換のアクターと戦略』早稲田大学出版部, 206-226.
- 2012『反転する福祉国家——オランダモデルの光と影』岩波書店。
- National Readership Survey, 2014, “NRS Oct13-Sep14 fused with comScore Sep2014.” (http://www.nrs.co.uk/downloads/padd-files/pdf/nrs_padd_oct13_sep14_newsbrands.pdf; 最終アクセス日 : 2019年7月3日).
- n.d., “Social grade.” (<http://www.nrs.co.uk/nrs-print/lifestyle-and-classification-data/social-grade/>; 最終アクセス日 : 2019年7月3日).
- Office for National Statistics, n.d., “The National Statistics socio-economic classification (NS-SEC).” (<https://www.ons.gov.uk/methodology/classificationsandstandards/otherclassifications/thenationalstatisticsocioeconomicclassificationnssecrebasedonsoc2010>; 最終アクセス日 : 2019年7月3日).
- 大村和正, 2013「イギリス——自由主義的福祉国家の発展と変容」鎮目真人・近藤正基編『比較福祉国家

——理論・計量・各国事例』ミネルヴァ書房, 244-266。

Peugny, Camille, 2019, “The decline in middle-skilled employment in 12 European countries : New evidence for job polarisation,” *Research and Politics*, 6 (1) : 1-7 (doi : 10.1177/2053168018823131 ; 最終アクセス日 : 2019年7月4日).

鈴木宗徳, 2015「道徳による貧困層の分断統治——19世紀福祉史と個人化」鈴木宗徳編『個人化するリスクと社会——ベック理論と現代日本』勁草書房, 221-255。

樽本英樹, 2013「英国における人種主義とイスラモフォビア」小林真生編『レイシズムと外国人嫌悪』明石書店, 156-163。

——2018「多文化主義は死んだのか——英国における排外主義の展開」樽本英樹編『排外主義の国際比較——先進諸国における外国人移民の実態』ミネルヴァ書房, 53-84。

吉田公記, 2018「ワークフェア型福祉国家における移民の包摂と排除——イギリスの排外主義政党UKIPの躍進背景の考察」『年報社会学論集』31 : 48-59。

YouGov, 2010, “YouGov/ITN survey results.” (http://cdn.yougov.com/today_uk_import/YG-Archives-Pol-ITN-ChangesBenefits-101110.pdf; 最終アクセス日 : 2019年7月2日).

——2013, “YouGov/Migration Matters survey results.” (http://d25d2506sfb94s.cloudfront.net/cumulus_uploads/document/i86yjr6n4h/MigrationMatters_Results_131218_immigration.pdf; 最終アクセス日 : 2019年7月2日).

——2015, “YouGov/Prospect survey.” (https://d25d2506sfb94s.cloudfront.net/cumulus_uploads/document/owc2a5orpr/Establishment_Extra_Variables_Website.pdf; 最終アクセス日 : 2019年7月2日).

※本稿で取りあげた新聞記事はすべて、データベースLexis Nexisで収集した。最終アクセス日2019年7月1日。なお、第3節の引用記事以外の情報については、媒体名と発行・配信日の記載までとした。